

# 千葉県報

定例  
令和5年9月5日

令和5年9月5日

千葉県知事 熊谷俊人

千葉県告示第三百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第一百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である。

令和五年九月五日

主 告 示 要 目 次

土地改良区定款の変更認可（三件）

保安林予定森林（三件）

解除予定保安林

千葉海区における漁業の免許（二件）

内水面における漁業の免許

内水面における第五種共同漁業権遊漁規則の認可

環境影響評価方法書の送付及び縦覧等

土地改良事業計画の変更認可申請の適当の決定及び関係書類の縦覧（二件）

特定調達公告

入札公告

○落札者等の公告（十一件）

告 示

告 示

葉 県 報

第13869号

令和5年9月5日（火曜日）

千葉県告示第三百三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十条第二項の規定により、いすみ市南大原土地改良区の定款の変更を令和五年八月二十五日付けで認可した。

令和五年九月五日

千葉県知事 熊谷俊人

千葉県告示第三百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十条第二項の規定により、茂原市新切土地改良区の定款の変更を令和五年八月二十八日付けで認可した。

令和五年九月五日

千葉県知事 熊谷俊人

千葉県告示第三百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十条第二項の規定により、松戸市矢切土地改良区の定款の変更を令和五年八月二十八日付けで認可した。

令和五年九月五日

告 示

葉 県 報

千葉県告示第三百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である。

令和五年九月五日

千葉県知事 熊谷俊人

一 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

(一) 主伐として伐採ができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を千葉県農林水産部森林課及び東金市役所に備え置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第三百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である。

令和五年九月五日

千葉県知事 熊谷俊人

千葉県告示第三百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十条第二項の規定により、茂原市新切土地改良区の定款の変更を令和五年八月二十五日付けで認可した。

令和五年九月五日

千葉県知事 熊谷俊人

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。  
立木の伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

内区第三号	内区第三号	長生郡長生村一松丙二、二 六一番地二 七番地	一松内水面漁業協同組合 南白亀川漁業協同組合
内区第四号	内区第四号	長生郡白子町剃金二、七二 合	号をいう。
<b>備考</b> 公示番号とは、令和五年五月十二日に作成された内水面漁場計画に定める公示番号をいう。			
<b>遊漁規則一覧表(その一)</b>			
<b>遊漁規則の名称</b>			
<b>漁業権者の名称及び住所</b>			
<b>漁業権の免許番号</b>			
<b>遊漁の承認及び遊漁料の納付義務</b>			
<b>遊漁についての制限の範囲</b>			
<b>漁具漁法の制限(使用の範囲)</b>			
釣り針の本数について			
手釣、竿釣、たも 網、さ手網、四手網 及び投網以外の漁具 漁法によって遊漁を してはならない。	手釣、竿釣、たも 網、さ手網、四手網 及び投網以外の漁具 漁法によって遊漁を してはならない。	手釣、竿釣、たも 網、さ手網、四手網 及び投網以外の漁具 漁法によって遊漁を してはならない。	手釣、竿釣及び投網以 外の漁具漁法によつて 遊漁をしてはならない。 手釣、竿釣及び投網以 外の漁具漁法によつて 遊漁をしてはならない。 手釣、竿釣及び投網以 外の漁具漁法によつて 遊漁をしてはならない。
四手網(網目の大きさ一・六センチメートル以上) あゆを対象とする竿 アーリに使用する	四手網(網目の大きさ一・六センチメートル以上) あゆを対象とする竿 アーリに使用する	四手網(網目の大きさ一・六センチメートル以下) さ手網(端口五十七 センチメートル以下) 川及び相川支流におい ては、手釣及び竿釣を除 き、遊漁をしてはな らない。	四手網(方一・五 メートル以下、網目 の大きさ一・六セン チメートル以上) 六月一日から三十日間 川及び相川支流におい ては、手釣及び竿釣を除 き、遊漁をしてはな らない。

## 千葉県告示第三百四十六号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号) 第百七十条第一項の規定により、令和五年九月一日付で内水面における第五種共同漁業権遊漁規則を次のとおり認可した。

令和五年九月五日

千葉県知事 熊谷俊人

						遊漁の期間	
にじます	うなぎ	うぐい	おいかわ	ふな	こい	あゆ	
	三十一日まで	三十一日まで	三十一日から十二月	三十一日まで	三十一日から十二月	三十一日から十二月	では、イカリ針の場合は一本まで、チラシ針の場合は三本までとする。
三十一日まで	同上	同上	同上	同上	同上	手釣、竿釣、たも網、さ手網及び四手網は六月一日から三十日までの間で組合が定め公表する日から九月三十日まで及び十二月一日から三十一日まで	六月一日から三十日までの間で組合が定め公表する日から九月三十日まで及び十二月一日から三十一日まで
三十一日まで	同上	同上	同上	同上	同上	投網は七月一日から八月十日までの間で組合が定めて公表する日から九月三十日まで及び十二月一日から三十一日まで（公表は、組合が委託する高滝湖観光企業組合に掲示するほか、組合のウェブサイトによつて行う。）	二月一日から三十一日まで（公表は、組合事務所に掲示して行う。）
三十一日まで	同上	同上	同上	同上	同上		六月一日から九月三十日まで
十一日まで	十一日まで	十一日まで	同上	同上	同上		六月一日から九月三十日まで及び十二月一日から三十一日まで
	同上			同上	同上		

遊漁の禁止区域及び期間	わかさぎ
女房渕（市原市飯給）立野下の瀬（市原市山口字立野下）二瀬上流（市原市平沢）般若橋上流（市原市田尾）五反目乱杭（市原市上原）高坂下（市原市高坂）相川淵（市原市相川）足ヶ谷淵（市原市大坪字足ヶ谷）修業橋から上流（夷隅郡大多喜町会所及び栗又）不動橋から上流の小田代川（夷隅郡大多喜町栗又）喜町面白及び小田代（小倉野部落町道の橋）	十月一日から三十日までの間で組合が定め公表する日から三月三十一日まで（公示は、組合及び組合が委託する高滝湖観光企業組合に掲示するほか、組合のウェブサイトによつて行う。）
	一月一日から十二月三十一日まで
	標識をもつて表示した区域では、表示した区域においては、表示期間中は遊漁をしてはならない。
	標識をもつて表示した区域においては、表示期間中は遊漁をしてはならない。
	夷隅川河口から矢竹堰堤（いすみ市岬町桑田字滝ノ上七七四番地）までの区域を除く内共第四号の区域では、四月一日から六月三十日までの期間は、投網による遊漁をしてはならない。
	標識をもつて表示した区域においては、表示期間中は遊漁をしてはならない。
	標識をもつて表示した区域においては、表示期間中は遊漁をしてはならない。

から上流の夕木川  
(夷隅郡大多喜町大田代及び筒森)  
右区域では、四月十日から五月三十一日までの期間は遊漁をしてはならない。  
小山橋から砂防ダムまで(市原市徳氏及び田淵旧日竹)老川橋上下流各六百メートル(夷隅郡大多喜町小田代)国本稻淵から大久保鉄橋下まで(市原市国本)旅館喜代元下から中瀬キャンプ場二つ目の渡まで(市原市戸面から夷隅郡大多喜町葛藤)右区域では、一月一日から九月二十五日まで及び十月一日から十二月三十一日までの期間は投網による遊漁をしてはならない。  
あゆを対象とするルアーフりは日竹橋(砂防ダム)より上流域において禁止する。  
標識をもつて表示し

		法 遊漁料の額及 びその納付方	
網 ( 網、 網、 網、 特別 遊漁料 の額及 びその 納付方 手も網 手投)	一般遊漁料 及び手釣 ( 竿釣)	体長制限 (採捕の禁止)	
一日	一年	一日	
	わかさぎ うなぎ うぐいす おいかわ ふこないゆ  四千四百円  七千七百円	わかさぎ うなぎ うぐいす おいかわ ふこないゆ  六百六十円  二千二百円	こい (全長十八センチメートル以下) うなぎ (全長二十三センチメートル以下) 下)
わかさぎ にじます うなぎ うぐいす おいかわ ふこないゆ  三千円	わかさぎ にじます うなぎ うぐいす おいかわ ふこないゆ  四千円	わかさぎ うなぎ うぐいす おいかわ ふこないゆ  四百五十円  千円	こい (全長十八センチメートル以下) うなぎ (全長二十三センチメートル以下) 下)
	おいかわ ふこないゆ  一千円  五千円	おいかわ ふこないゆ  三百円  一千円	こい (全長十八センチメートル以下)
	うなぎ うぐいす おいかわ ふこないゆ  四千四百円  七千七百円	うなぎ うぐいす おいかわ ふこないゆ  六百六十円  二千二百円	こい (全長十八センチメートル以下) うなぎ (全長二十三センチメートル以下)
	うなぎ ふこないゆ  二千円	うなぎ ふこないゆ  三百円	同上

遊漁承認証等に関する事項					一年
	遊漁料の納付場所等	小・中学校の生徒、肢体不自由者及び年齢六十五歳以上の者	組合の認めた組合員以外の特別の者及び未就学の幼児		
一 組合は遊漁の承認をしたときは、別記様式第二号の遊漁承認証（オンラインシステム又は漁場監視員により発行されるものとすむ。）を遊漁者に交付するものとする。	養老川漁業協同組合 (市原市国本六四番地の一) 及び組合指定販売店又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付するときの遊漁料は、右欄のとおりとし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、右欄の遊漁料に三百円を附加して得た額とする。	無料 (年齢六十五歳以上の者を除く。)	無料	無料 (組合の認めた組合員以外の特別の者を除く。)	ふこないゆ わかさぎ 一万一千円
二 遊漁承認証の交付は、遊漁料の納付場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとす	小櫃川漁業協同組合 (君津市川俣旧押込六〇番地一) 及び組合指定販売店又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付するときの遊漁料は、右欄のとおりとし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、右欄の遊漁料に五百五十円を附加して得た額とする。	一般遊漁料の二分の一 (年齢六十五歳以上の者を除く。)	一般遊漁料の二分の一 (年齢六十五歳以上の者を除く。)	同上	ふこないゆ わかさぎ 七千円
	湊川漁業協同組合 (富津市長崎三一三番地一) 又は組合指定販売店又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付するときの遊漁料は、右欄のとおりとし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、右欄の遊漁料に三百円を附加して得た額とする。	一般遊漁料の二分の一 (年齢六十五歳以上の者を除く。)	一般遊漁料の二分の一 (年齢六十五歳以上の者を除く。)	同上	ふこないゆ (投網に限る。) 八千円
	夷隅川漁業協同組合 (夷隅郡大多喜町新丁一六七番地一) 又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付するときの遊漁料は、右欄のとおりとし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、右欄の遊漁料に三百円を附加して得た額とする。	一般遊漁料の二分の一 (年齢六十五歳以上の者を除く。)	一般遊漁料の二分の一 (年齢六十五歳以上の者を除く。)	同上	ふこないゆ (投網に限る。) 一万一千円
	南白亀川漁業協同組合 (長生郡白子町荆金二、四六六番地) 又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付するときの遊漁料は、右欄のとおりとし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、右欄の遊漁料に三百円を附加して得た額とする。	一般遊漁料の二分の一 (年齢六十五歳以上の者を除く。)	一般遊漁料の二分の一 (年齢六十五歳以上の者を除く。)	同上	ふこないゆ (投網に限る。) 四千円

## 県内共通遊漁の承認等に関する事項

三 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

一 ア表の全ての漁場の区域において、イ表上欄の魚種を同表中欄の漁具漁法を使用して遊漁をしようとする者は、あらかじめ、同表下欄の遊漁料を納付し、当該遊漁について千葉県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。

ア表

漁場の区域 (漁業権の免許番号)	
魚種	あゆ及びにじますを除く漁業権の内容
手釣及び竿釣	漁具漁法
六千円	遊漁料(一年)

二 遊漁料の納付及び別記様式第三号の遊漁承認証の交付場所は、千葉県内水面漁業協同組合連合会(千葉市中央区新宿二丁目三番八号水産会館五階)、養老川漁業協同組合(市原市国本六四番地の二)、小櫃川漁業協同組合(君津市川俣旧押込六〇番地二)、湊川漁業協同組合(富津市長崎三一三番地一)、夷隅川漁業協同組合(夷隅郡大多喜町新丁一六七番地一)、南白亀川漁業協同組合(長生郡白子町荆金二、四六六番地)、栗山川漁業協同組合(香取郡多古町多古一、〇三七番地)、手賀沼漁業協同組合(柏市曙橋一番地)、我孫子手賀沼漁業協同組合(我孫子市我孫子新田子の神下一〇一番地)、印旛沼漁業協同組合(成田市北須賀上外塹一、六一二番地二)、北総漁業協同組合(香取市阿玉川八七二番地の一)、笹川漁業協同組合(香取郡東庄町笹川い五、二一四番地六)、中利根漁業協同組合(銚子市桜井町七六番地の一)及び千葉県内水面漁業協同組合連合会指定販売店又は千葉県内水面漁業協同組合連合会が指定するオンラインシステムにおいて行うものとする。

## 遊漁に際し守るべき事項

ない。

二 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならぬ。

三 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

四 遊漁者は、組合が漁業法に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

## 漁場監視員に関する事項

一 漁場監視員は、遊漁者に対し、遊漁規則の遵守に関する必要な指示を行うことができる。

二 漁場監視員は、別記様式第四号の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

## 違反者に対する措置に関する事項

組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の返戻しは、行わないものとする。

試験研究等を目的とする採捕に関する事項

試験研究等を目的とする採捕であつて組合が必要と認めた場合は、遊漁料の納付を免除し、遊漁規則の制限又は禁止に関する規定を適用しないことができる。

遊漁規則の施行年月日

令和五年九月一日

令和五年九月一日

同上

同上

同上

遊漁規則一覧表(その二)			
遊漁規則の名称	遊漁規則の名称及び住所	規則	規則
栗山川漁業協同組合内共第六号第五種共同漁業権遊漁規則	栗山川漁業協同組合 香取郡多古町多古一、〇三七番地	手賀沼漁業協同組合及び我孫子手賀沼漁業協同組合内共第七号第五種共同漁業権遊漁規則	印旛沼漁業協同組合内共第八号第五種共同漁業権遊漁規則
内共第六号	柏市曙橋一番地	印旛沼漁業協同組合ほか一組合	印旛沼漁業協同組合内共第十一号第五種共同漁業権遊漁規則
内共第七号	二二番地二	成田市北須賀上外堀一、六	笠川、北総及び中利根漁業協同組合内共第十一号第五種共同漁業権遊漁規則
内共第八号	一四番地六	香取郡東庄町笠川い五、二	同上
内共第十一号	同上	同上	同上
遊漁についての制限の範囲	遊漁の承認及び遊漁料の納付義務	手釣、竿釣、たも網、さ手網、四手網及び投網以外の漁具漁法によって遊漁をしてはならない。	手釣、竿釣、たも網、さ手網及び四手網以外の漁具漁法によって遊漁をしてはならない。
漁具漁法の制限(使用の範囲)	遊漁者は、直ちに、遊漁料を組合に納付しなければならない。	遊漁の承認申請は、手釣及び竿釣による遊漁の場合にあっては口頭で、その他の場合にあっては別記様式第一号の遊漁承認申請書の提出又はオンラインシステムによりしなければならない。	遊漁の承認申請があつたときは、手釣及び竿釣による遊漁の場合にあってはこの規則の違反者に対する措置を行つた場合を、その他の場合にあっては当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又はこの規則の違反者に対する措置を行つた場合を除き、承認をするものとする。

法 遊漁料の額及 びその納付方	一般遊漁料の 額(手釣及び 竿釣)	体長制限 (採捕の禁止)	遊漁の禁止区域及び期間	遊漁の期間				たも網(直径五十センチ メートル以下)さ手網(端 口五十センチメートル以 下)四手網(網目の大きさ 一・六センチメートル以 上)
				もつご うなぎ わかさぎ	ふな うなぎ わかさぎ	こい ふな うなぎ わかさぎ	遊漁の期間	
一日	一般遊漁料の 額(手釣及び 竿釣)	体長制限 (採捕の禁止)	遊漁の禁止区域及び期間	もつご うなぎ わかさぎ	ふな うなぎ わかさぎ	こい ふな うなぎ わかさぎ	遊漁の期間	たも網(直径五十センチ メートル以下)さ手網(端 口五十センチメートル以 下)四手網(網目の大きさ 一・六センチメートル以 上)
うなぎ ふない 四百円	うなぎ ふない 四百円	こい(全長十八センチメートル以下) うなぎ(全長二十三センチメートル以下)	標識をもつて表示した産卵場の区域においては、表示期間中は遊漁をしてはならない。	柏市戸張地先、同市布瀬地先、同市箕輪地先、同市五条谷地先及び我孫子市都部新田地先の禁漁標示区域では、遊漁をしてはならない。	柏市戸張地先、同市布瀬地先、同市箕輪地先、同市五条谷地先及び我孫子市都部新田地先の禁漁標示区域では、遊漁をしてはならない。	柏市戸張地先、同市布瀬地先、同市箕輪地先、同市五条谷地先及び我孫子市都部新田地先の禁漁標示区域では、遊漁をしてはならない。	柏市戸張地先、同市布瀬地先、同市箕輪地先、同市五条谷地先及び我孫子市都部新田地先の禁漁標示区域では、遊漁をしてはならない。	四手網(網目の大きさ一・ 六センチメートル以上)
わかさぎ うなぎ 五百円	わかさぎ うなぎ 五百円	同上	標識をもつて表示した産卵場の区域においては、表示期間中は遊漁をしてはならない。	別図に示す禁漁区①から⑨までの各区域では、遊漁をしてはならない。	別図に示す禁漁区①から⑨までの各区域では、遊漁をしてはならない。	別図に示す禁漁区①から⑨までの各区域では、遊漁をしてはならない。	別図に示す禁漁区①から⑨までの各区域では、遊漁をしてはならない。	四手網(網目の大きさ一・ 六センチメートル以上)
もつご うなぎ わかさぎ 五百円	もつご うなぎ わかさぎ 五百円	同上	標識をもつて表示した産卵場の区域においては、表示期間中は遊漁をしてはならない。	利根川河口堰から上流百メートルまでの区域では遊漁をしてはならない。	利根川河口堰から上流百メートルまでの区域では遊漁をしてはならない。	利根川河口堰から上流百メートルまでの区域では遊漁をしてはならない。	利根川河口堰から上流百メートルまでの区域では遊漁をしてはならない。	四手網(網目の大きさ一・ 六センチメートル以上)
うなぎ ふない 三百円	うなぎ ふない 三百円	同上	標識をもつて表示した産卵場の区域においては、表示期間中は遊漁をしてはならない。	標識をもつて表示した産卵場の区域においては、表示期間中は遊漁をしてはならない。	標識をもつて表示した産卵場の区域においては、表示期間中は遊漁をしてはならない。	標識をもつて表示した産卵場の区域においては、表示期間中は遊漁をしてはならない。	標識をもつて表示した産卵場の区域においては、表示期間中は遊漁をしてはならない。	四手網(網目の大きさ一・ 六センチメートル以上)

遊漁承認証等に関する事項	遊漁料の納付場所等	組合の認めた組合員以外の特 別の者及び未就学の幼児 者及び年齢六十五歳以上の者	特別遊漁料の 額(投網、四 手網、たも網 及びさ手網)	一年	一年
一組合は遊漁の承認をしたときは、別記様式第二号の遊漁承認証(オンラインシステムにより発行されるものを含む。)を遊漁者に交付するものとする。	栗山川漁業協同組合(香取郡多古町多古一、〇三七番地)及び組合指定販売店又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付するときの遊漁料は、右欄とおりとし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、右欄とおりとする。ただし、手釣及び竿釣の場合には当該遊漁をする場合において漁場監視員に納付することもできる。	一般遊漁料の二分の一に相当する額(年齢六十五歳以上の者を除く。)	無料(組合の認めた組合員以外の特別の者を除く。)	ふなぎ うなぎ 六千円	こい うなぎ 三千円
	手賀沼漁業協同組合(柏市曙橋一番地)、我孫子手賀沼漁業協同組合(我孫子市我孫子新田子の神下一〇一番地)及び組合指定販売店又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付するときの遊漁料は、右欄とおりとする。ただし、手釣及び竿釣の場合には当該遊漁をする場合において漁場監視員に納付することもできる。	一般遊漁料の二分の一に相当する額(年齢六十五歳以上の者を除く。)	無料(組合の認めた組合員以外の特別の者を除く。)	わかさぎ うなぎ (投網を除く。) 七千円	こい うなぎ 三千円
	印旛沼漁業協同組合(成田市北須賀上外塙一、六二二番地二)及び組合指定販売店又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付するときの遊漁料は、右欄のとおりとし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、右欄のとおりとする。ただし、手釣及び竿釣の場合には当該遊漁をする場合において漁場監視員に納付することもできる。	一般遊漁料の二分の一に相当する額	無料(組合の認めた組合員以外の特別の者を除く。)	わかさぎ うなぎ 七千円	こい うなぎ 三千円
	北総漁業協同組合(香取市阿玉川八七二番地の一)、笛川漁業協同組合(香取郡東庄町笛川い五、二一四番地六)、中利根漁業協同組合(銚子市桜井町七六番地の一)及び組合指定販売店又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付するときの遊漁料は、右欄のとおりとし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、右欄のとおりとする。ただし、手釣及び竿釣の場合には当該遊漁をする場合において漁場監視員に納付することもできる。	同上	同上	ふなぎ うなぎ 七千円	こい うなぎ 二千円

## 県内共通遊漁の承認等に関する事項

二 遊漁承認証の交付は、遊漁料の納付場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

三 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

一 ア表の全ての漁場の区域において、イ表上欄の魚種を同表中欄の漁具漁法を使用して遊漁をしようとする者は、あらかじめ、同表下欄の遊漁料を納付し、当該遊漁について千葉県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならぬ。

ア表

漁場の区域 (漁業権の免許番号)	
養老川（内共第一号）、小櫃川（内共第二号）、湊川（内共第三号）、夷隅川（内共第四号）、南白龜川（内共第五号）、栗山川（内共第六号）、手賀沼（内共第七号）、印旛沼（内共第八号）、利根川（内共第十一号）	

イ表

魚種 魚種	あゆ及びにじますを除く漁業権の内容	
	手釣及び竿釣 漁具漁法	遊漁料 (一年) 六千円

二 遊漁料の納付及び別記様式第三号の遊漁承認証の交付場所は、千葉県内水面漁業協同組合連合会（千葉市中央区新宿二丁目三番八号水産会館五階）、養老川漁業協同組合（市原市本六四番地の一）、小櫃川漁業協同組合（君津市川俣旧押込六〇番地一）、湊川漁業協同組合（富津市長崎三一三番地一）、夷隅川漁業協同組合（夷隅郡大多喜町新丁一六七番地一）、南白龜川漁業協同組合（長生郡白子町刺金一、四六六番地）、栗山川漁業協同組合（香取郡多古町多古一、〇三七番地）、手賀沼漁業協同組合（柏市曙橋一番地）、我孫子手賀沼漁業協同組合（我孫子市我孫子新田子の神下一〇一番地）、印旛沼漁業協同組合（成田市北須賀上外堀一、六二二番地二）、北総漁業協同組合（香取市阿玉川八七二番地の一）、笹川漁業協同組合（香取郡東庄町笹川い五、二一四番地六）、中利根漁業協同組合（銚子市桜井町六六番地の一）及び千葉県内水面漁業協同組合連合会指定販売店又は千葉県内水面漁業協同組合連合会が指定するオンラインシステムにおいて行うものとする。

## 遊漁に際し守るべき事項

一 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があつたときは、これを提示しなければならない。

二 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

三 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

四 遊漁者は、組合が漁業法に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

## 漁場監視員に関する事項

一 漁場監視員は、遊漁者に対し、遊漁規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

二 漁場監視員は、別記様式第四号の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

## 違反者に対する措置に関する事項

組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

試験研究等を目的とする採捕に関する事項

試験研究等を目的とする採捕であつて組合が必要と認めた場合は、遊漁料の納付を免除し、遊漁規則の制限又は禁止に関する規定を適用しないことができる。

遊漁規則の施行年月日	遊漁規則一覧表(その三)	遊漁規則の名称
令和五年九月一日	佐原漁業協同組合内共第九号第五種共同漁業権遊漁規則及び内共第十号第五種共同漁業権遊漁規則	佐原漁業協同組合
同上	内共第九号及び内共第十号	香取市扇島一、八四〇番地一
同上	小糸川漁業協同組合内共第十三号第五種共同漁業権遊漁規則	小糸川漁業協同組合
同上	君津市久保二丁目一三番一号	手賀沼、印旛沼、新利根、鬼怒利根及び埼玉県北部漁業協同組合内共第十四号第五種共同漁業権遊漁規則
同上	内共第十三号	手賀沼漁業協同組合ほか四組合
同上	内共第十四号	柏市曙橋一番地
同上	一 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならぬ。	一 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならぬ。
同上	二 遊漁の承認申請は、手釣及び竿釣による遊漁の場合にあつては口頭で、その他の場合にあつては別記様式第一号の遊漁承認申請書の提出又はオンラインシステムによりしなければならない。	二 遊漁の承認申請は、手釣及び竿釣による遊漁の場合にあつては口頭で、その他の場合にあつては別記様式第一号の遊漁承認申請書の提出又はオンラインシステムによりしなければならない。
同上	三 組合は、遊漁の承認申請があつたときは、手釣及び竿釣による遊漁の場合にあつてはこの規則の違反者に対する措置を行つた場合を、その他の場合にあつては当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又はこの規則の違反者に対する措置を行つた場合を除き、承認をするものとする。	三 組合は、遊漁の承認申請があつたときは、手釣及び竿釣による遊漁の場合にあつてはこの規則の違反者に対する措置を行つた場合を、その他の場合にあつては当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又はこの規則の違反者に対する措置を行つた場合を除き、承認をするものとする。
同上	四 遊漁者は、直ちに、遊漁料を組合に納付しなければならない。	四 遊漁者は、直ちに、遊漁料を組合に納付しなければならない。
同上	五 次の表の上欄の遊漁規則に基づき発行した遊漁承認証のうち、期間を一年とする遊漁承認証を持つ者は、	五 次の表の上欄の遊漁規則に基づき発行した遊漁承認証のうち、期間を一年とする遊漁承認証を持つ者は、

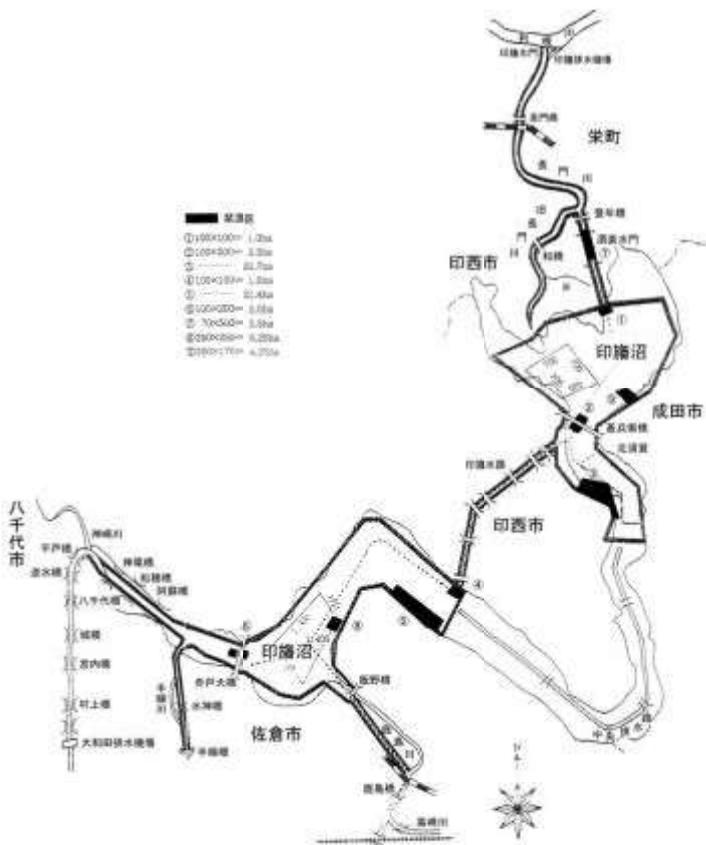
類	遊漁承認証の種	特例となる区域	料を納めた者とみなす。
手賀沼漁業協同組合	野田市地先から印西市地先まで	(流水区域の中央線より千葉県側)	同表下欄の区域において遊漁する場合に限り、遊漁の承認を受け、遊漁料を納めた者とみなす。
印旛沼漁業協同組合	印旛郡栄町地先から香取郡神崎町地先まで(流水区域の中央線より千葉県側)	印旛沼漁業協同組合内共第八号第五種共同漁業権遊	
新利根漁業協同組合	利根町地先の栄橋から下流(流水区域の中央線より千葉県側)	茨城県北相馬郡利根町地先の栄橋から下流(流水区域の中央線より千葉県側)	
鬼怒利根漁業協同組合	利根町地先の栄橋から下流(流水区域の中央線より千葉県側)	茨城県北相馬郡利根町地先の栄橋から下流(流水区域の中央線より千葉県側)	
茨内共第四、五号第五種共同漁業権遊	茨城県北相馬郡利根町地先の栄橋から下流(流水区域の中央線より千葉県側)	茨城県北相馬郡利根町地先の栄橋から下流(流水区域の中央線より千葉県側)	
埼玉県北部漁業協同組合	茨城県と埼玉県との境から上流(流水区域の中央線より埼玉県側)	茨城県と埼玉県との境から上流(流水区域の中央線より埼玉県側)	
共第五、六号第五種共同漁業権遊	茨城県と埼玉県との境から上流(流水区域の中央線より埼玉県側)	茨城県と埼玉県との境から上流(流水区域の中央線より埼玉県側)	
六 埼玉県漁業協同組合連合会が発行した埼玉県内共通遊漁承認証を持つ者は、内共第十四号の漁場区域のう			

遊漁について の制限の範囲									
漁具漁法の制限 (使用の範囲)									
遊漁の期間									
体長制限 (採捕の禁止)	遊漁の禁止区域及び期間	遊漁の禁止区域及び期間	遊漁の禁止区域及び期間	遊漁の禁止区域及び期間	遊漁の禁止区域及び期間	遊漁の禁止区域及び期間	遊漁の禁止区域及び期間	遊漁の禁止区域及び期間	遊漁の禁止区域及び期間
こい (全長十八センチメートル以下) うなぎ (全長二十三センチメートル以下)	標識をもつて表示した産卵場の区域においては、表示期間中は遊漁をしてはならない。	一月一日から十二月三十一日まで	一月一日から十二月三十一日まで	同上	一月一日から十二月三十一日まで	同上	一月一日から十二月三十一日まで	一月一日から十二月三十一日まで (千葉県及び埼玉県の区域に限る。)	手釣、竿釣、たも網、さ手網、四手網及び投網以外の漁具漁法によつて遊漁をしてはならない。
こい (全長十八センチメートル以下) うなぎ (全長二十三センチメートル以下)	標識をもつて表示した産卵場の区域においては、表示期間中は遊漁をしてはならない。	一月一日から十二月三十一日まで	一月一日から十二月三十一日まで	同上	一月一日から十二月三十一日まで	茨城県の区域に限る。)	四手網 (網目の大きさ一・六センチメートル以上)	手釣、竿釣、たも網、さ手網、四手網及び投網以外の漁具漁法によつて遊漁をしてはならない。	手釣、竿釣、たも網、さ手網、四手網及び投網以外の漁具漁法によつて遊漁をしてはならない。
こい (全長十五センチメートル以下) (茨城県の区域に限る。) こい (全長十八センチメートル以下) (千葉県及び埼玉県の区域に限る。) うなぎ (全長二十三センチメートル以下) (千葉県及び茨城県の区域に限	標識をもつて表示した産卵場の区域においては、表示期間中は遊漁をしてはならない。	一月一日から十二月三十一日まで	一月一日から十二月三十一日まで	茨城県猿島郡五霞町地先利根川閑宿水端から下流百七十メートルの点 (小糸川右岸) )と基点三十一号 (同左岸) を結んだ線から上流五十メートルまでの区域では遊漁をしてはならない。	茨城県猿島郡五霞町地先利根川閑宿水端から下流百七十メートルの点 (小糸川右岸) )と基点三十一号 (同左岸) を結んだ線から上流五十メートルまでの区域では遊漁をしてはならない。	閑宿水門堰堤上流端から上流五十メートルまでの区域では、網漁具を使用して遊漁をしてはならない。	四手網 (網目の大きさ一・六センチメートル以上 (千葉県区域))	手釣、竿釣、たも網、さ手網、四手網及び投網以外の漁具漁法によつて遊漁をしてはならない。	ち埼玉県の区域内において手釣及び竿釣 (リール釣りを除く。) により遊漁をする場合に限り、遊漁の承認を受け、遊漁料を納めた者とみなす。

								遊漁料の額及びその納付方
								法
								遊漁料の額及びその納付方
一般遊漁料の額(手釣及び竿釣)	一般遊漁料の額(手釣及び竿釣)	一般遊漁料の額(手釣及び竿釣)	一般遊漁料の額(手釣及び竿釣)	特別遊漁料の額(投網、四手網、たも網及びさ手網)	特別遊漁料の額(投網、四手網、たも網及びさ手網)	特別遊漁料の額(投網、四手網、たも網及びさ手網)	特別遊漁料の額(投網、四手網、たも網及びさ手網)	組合の認めた組合員以外の特別の者及び未就学の幼児
一般遊漁料の額(手釣及び竿釣)	一般遊漁料の額(手釣及び竿釣)	一般遊漁料の額(手釣及び竿釣)	一般遊漁料の額(手釣及び竿釣)	特別遊漁料の額(投網、四手網、たも網及びさ手網)	特別遊漁料の額(投網、四手網、たも網及びさ手網)	特別遊漁料の額(投網、四手網、たも網及びさ手網)	特別遊漁料の額(投網、四手網、たも網及びさ手網)	組合の認めた組合員以外の特別の者及び未就学の幼児
小・中学校の生徒、肢体不自由者及び年齢六十五歳以上の者 遊漁料の納付場所等	小・中学校の生徒、肢体不自由者及び年齢六十五歳以上の者 遊漁料の納付場所等	一般遊漁料の二分の一に相当する額 （組合の認めた組合員以外の特別の者を除く。）	一般遊漁料の二分の一に相当する額 （組合の認めた組合員以外の特別の者を除く。）	三千円	三千円	三千円	三千円	組合の認めた組合員以外の特別の者及び未就学の幼児
佐原漁業協同組合（香取市扇島一、八四〇番地一）及び組合指定販売店又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付するときの遊漁料は、右欄の遊漁料に百円を付加して得た額とする。	佐原漁業協同組合（香取市扇島一、八四〇番地一）及び組合指定販売店又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付するときの遊漁料は、右欄の遊漁料に百円を付加して得た額とする。	一般遊漁料の二分の一に相当する額 （年齢六十五歳以上の者を除く。）	一般遊漁料の二分の一に相当する額 （年齢六十五歳以上の者を除く。）	七千円	七千円	七千円	七千円	組合の認めた組合員以外の特別の者及び未就学の幼児
小糸川漁業協同組合（君津市久保二丁目一三番一号君津市役所内）及び組合指定販売店又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付するときの遊漁料は、右欄の遊漁料に百円を付加して得た額とする。	小糸川漁業協同組合（君津市久保二丁目一三番一号君津市役所内）及び組合指定販売店又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付するときの遊漁料は、右欄の遊漁料に百円を付加して得た額とする。	一般遊漁料の二分の一に相当する額 （年齢六十五歳以上の者を除く。）	一般遊漁料の二分の一に相当する額 （年齢六十五歳以上の者を除く。）	三千円	三千円	三千円	三千円	組合の認めた組合員以外の特別の者及び未就学の幼児
根岸漁業協同組合（茨城県稻敷市江戸崎地）、印旛沼漁業協同組合（成田市北須賀上外塙一、六二二番地二）、新利根漁業協同組合（茨城県常総市内守谷町一、八六三番地）、埼玉県北部漁業協同組合（埼玉県加須市騎西五一番地七）及び組合指定販売店又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付するときの遊漁料は、右欄の遊漁料に百円を付加して得た額とする。	根岸漁業協同組合（茨城県稻敷市江戸崎地）、印旛沼漁業協同組合（成田市北須賀上外塙一、六二二番地二）、新利根漁業協同組合（茨城県常総市内守谷町一、八六三番地）、埼玉県北部漁業協同組合（埼玉県加須市騎西五一番地七）及び組合指定販売店又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付するときの遊漁料は、右欄の遊漁料に百円を付加して得た額とする。	五百円	五百円	五百円	五百円	五百円	五百円	組合の認めた組合員以外の特別の者及び未就学の幼児
る。） うなぎ（全長二十六センチメートル以下） (埼玉県の区域に限る。)	る。） うなぎ（全長二十六センチメートル以下） (埼玉県の区域に限る。)	うなぎ（全長二十六センチメートル以下） (埼玉県の区域に限る。)	うなぎ（全長二十六センチメートル以下） (埼玉県の区域に限る。)	二三百円	二三百円	二三百円	二三百円	組合の認めた組合員以外の特別の者及び未就学の幼児

	遊漁承認証等に関する事項	
	一 組合は遊漁の承認をしたときは、別記様式第二号の遊漁承認証（オンラインシステム又は漁場監視員により発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。 二 遊漁承認証の交付は、遊漁料の納付場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。 三 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。	る。ただし、手釣及び竿釣の場合には当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することもできる。
	遊漁に際し守るべき事項	
	一 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があつたときは、これを提示しなければならない。 二 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。 三 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。 四 遊漁者は、組合が漁業法に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。	
	漁場監視員に関する事項	
	一 漁場監視員は、遊漁者に対し、遊漁規則の遵守に関する必要な指示を行うことができる。 二 漁場監視員は、別記様式第四号の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。	
	違反者に対する措置に関する事項	
	組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の返戻人は、行わないものとする。	
	試験研究等を目的とする採捕に関する事項	
	試験研究等を目的とする採捕であつて組合が必要と認めた場合は、遊漁料の納付を免除し、遊漁規則の制限又は禁止に関する規定を適用しないことができる。	
遊漁規則の施行年月日	令和五年九月一日	同上
		同上

別図  
(印旛沼禁漁区)



別記様式第一号 游漁承認申請書

### 遊漁承認申請書

○○漁業協同組合代表理事組合長様

(住所)

(氏名)

(年齢)

下記のとおり遊漁の承認を申請します。

記

魚種 ( )

漁具・漁法 ( )

遊漁区域 ( )

遊漁期間 ( )

<p style="text-align: center;">(表)</p> <p style="text-align: center;">No</p> <p style="text-align: center;">遊漁承認証</p> <p>下記のとおり遊漁を承認します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 15%;">遊漁者</td> <td>(住所)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(氏名) (年齢)</td> </tr> </table> <p style="margin-top: 20px;">承認期間 ( ) 魚種 ( ) 漁具・漁法 ( ) 遊漁区域 ( ) 遊漁料 ( )</p> <p style="margin-top: 20px;">発行者 ○○漁業協同組合 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span></p>	遊漁者	(住所)		(氏名) (年齢)	<p style="text-align: center;">(裏)</p> <p style="text-align: center;">注意事項</p> <p>1 この証は、漁業法第170条によって当組合が定めた内共第〇号第5種共同漁業権遊漁規則に基づき発行するものです。</p> <p>2 この証は、表記承認期間、魚種、遊漁区域等に有効です。</p> <p>3 この証は、遊漁の際は必ず携帯してください。</p> <p>4 この証は、表記遊漁者以外は使用できません。</p> <p>5 この証は、漁場監視員の要求があったときは掲示しなければなりません。</p> <p>6 遊漁に際しては、遊漁規則をお守りください。</p> <p>7 発行者の捺印のないものは無効です。</p>
遊漁者	(住所)				
	(氏名) (年齢)				

<p style="text-align: center;">表</p> <p style="text-align: center;">No</p> <p style="text-align: center;">遊漁承認証</p> <p>下記のとおり遊漁を承認します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 15%;">遊漁者</td> <td>(住所)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(氏名) (年齢)</td> </tr> </table> <p style="margin-top: 20px;">承認期間 ( ) 魚種 ( ) 漁具・漁法 ( ) 遊漁区域 ( ) 遊漁料 ( )</p> <p style="margin-top: 20px;">発行者 千葉県内水面漁業協同組合連合会 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span></p>	遊漁者	(住所)		(氏名) (年齢)	<p style="text-align: center;">裏</p> <p style="text-align: center;">注意事項</p> <p>1 この証は、漁業法第170条の規定によるものであり、当連合会が関係する漁業協同組合の委任を受けて発行するものです。</p> <p>2 この証は、表記承認期間、魚種、遊漁区域等に有効です。</p> <p>3 この証は、遊漁の際は、必ず携帯してください。</p> <p>4 この証は、表記遊漁者以外は使用できません。</p> <p>5 この証は、漁場監視員の要求があったときは掲示しなければなりません。</p> <p>6 遊漁に際しては、遊漁規則をお守りください。</p> <p>7 指定販売店等取扱者印のないものは無効です。</p> <p>8 この証の再発行はいたしません。</p> <p style="text-align: right;">取扱者 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span></p>
遊漁者	(住所)				
	(氏名) (年齢)				

公

告

(表)

No

## 漁場監視員証

下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明します。

記

(氏名)

(年齢)

有効期間 ( )

発行者

○○漁業協同組合

(裏)

## 注意事項

1 漁場監視員は、当組合が認可を受けた内共第〇号に係る遊漁規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、この証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

環境影響評価方法書の送付及び縦覧等

千葉県環境影響評価条例(平成十年千葉県条例第二十六号)第七条の規定により、株式会社T&Hエコみらいから廃棄物焼却等施設の新設(（仮称）株式会社T&Hエコみらい廃棄物焼却処理事業)に係る環境影響評価方法書の送付があつた。その環境影響評価方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、千葉県環境影響評価条例第九条第一項の規定により、その環境影響評価方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる。

なお、その事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地、対象事業の名称、種類及び規模、対象事業実施区域、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲、環境影響評価方法書の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間、環境影響評価方法書についての意見書の提出期限及び提出先等並びに方法書説明会の開催日時及び開催場所は、次のとおりである。

令和五年九月五日

千葉県知事 熊谷俊人

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
株式会社T&Hエコみらい 代表取締役社長 徳山重男 東京都港区芝公園二丁目四番一号A-1-〇階

## 二 対象事業の名称、種類及び規模

(仮称)株式会社T&Hエコみらい廃棄物焼却処理事業 廃棄物焼却等施設の新設  
一日当たりの処理能力三百三十トン

## 三 対象事業実施区域

市原市八幡海岸通一番一の一部

四 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

千葉市及び市原市

## 五 環境影響評価方法書の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間

縦覧場所

千葉県環境生活部環境政策課並びに千葉市環境局環境保全部環境保全課及び中央区役所総務課並びに市原市環境部環境管理課及び市原市役所市原支所

## 六 環境影響評価方法書についての意見書の提出期限及び提出先等

令和五年九月五日から十月四日まで(千葉県の休日に関する条例(平成元年千葉県条例第一号)第一条に規定する県の休日を除く。)

## 3 縦覧時間

午前九時から午後五時まで